

コロナ禍において燃油高騰や資材高騰の影響を受けている農家等の方々に支援金を給付します

～鮭川村農業等経営継続緊急支援金～

対象者

- ・村内の農業法人（農事組合法人、株式会社、有限会社、合同会社含む）
 - ・村内に住所を有する農家・林家
- ①今後も事業継続を行う者
 - ②出荷等実績がある者
 - ③鮭川村中小企業者等経営継続緊急支援金の給付を受けない者

対象品目等及び支援金

事業形態	項目	品目	支援金額	備考
農業法人	—	—	20万円	項目等にかかわらず交付金額は20万円とする。
個人	菌茸・林業	しいたけ、なめこ、えのき、ぶなしめじ、その他	10万円	項目又は品目で複数該当する場合は、交付金はいずれか高い額とする。
	施設花き (加温装置付き)	バラ、トルコギキョウ、その他		
	畜産	繁殖牛、養豚、養鶏	5万円	
	露地花き	りんどう		
	水稲	うるち米、もち米		
野菜・果樹	アスパラガス、きゅうり、トマト、ミニトマト、ニラ、ネギ、イチゴ、ししとう、おうとう			

申請手続き

- ・募集期間：令和4年6月23日から
一次締切：7月29日（金）
二次締切：9月30日（金）
- ・提出書類：申請書・出荷伝票又は販売契約書・通帳の写し
※申請書はホームページよりダウンロードし、A4サイズに印刷したものに必要事項を記載のうえ、募集期間内に村産業振興課へ提出してください。なお、申請書は村産業振興課でも用意しております。
- ・提出先：役場産業振興課 農政企画係（TEL: 55-2111（内線257））